

厚生労働省神奈川労働局発表  
平成25年6月27日

担 当	神奈川労働局雇用均等室
	室長 白髭かすみ
	地方短時間労働指導官 大塚 利佳
	電話 045-211-7380

## 認定企業の半数が「くるみん」の効果を実感

### ～神奈川労働局認定企業は52社に～

- 神奈川労働局（局長 久保村日出男）では、これまでに次世代法に基づき厚生労働大臣の認定を受けた県内企業に対し、認定マーク「くるみん」の効果や活用方法について調査を実施しました（別紙1）。  
主な結果は以下のとおりです。

- ・ 3割超の企業が、くるみんマークにより「就職活動中の学生等に、仕事と家庭を両立できる企業であることをアピールできる」と回答
- ・ 会社のHPや会社概要に掲載し、社外にアピールしている企業が多い

- 平成25年度第1四半期において、以下の3社が次世代育成支援対策推進法に基づき認定されました。  
これにより、神奈川労働局が認定した企業数は52社となりました（別紙2）。

株式会社ハウコム  
株式会社横浜銀行（2回目）  
神奈川県信用保証協会

#### <参考>

- 行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみんマークの認定）を受けることができます。
- 認定を受けた事業主は、右記のマーク（くるみん）を広告、商品、求人広告等につけ、子育てサポート企業であることをPRできます。

別紙1 くるみんマークの効果等についての調査結果

別紙2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業一覧

